



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

平成28年度保健福祉システム部会業務報告会

介護・福祉・国保の制度改革について

平成29年2月15日
福祉システム委員会
委員長 金本 昭彦

目 次

1. 福祉システム委員会 活動報告
2. 介護保険制度改正への取組み
3. 介護事業者連携への取組み
4. 後期高齢者医療制度への取組み
5. 障害者総合支援法改正への取組み
6. 子ども子育て支援法施行への取組み
7. 国保の都道府県化への取組み

1. 福祉システム委員会 活動報告(平成28年度事業計画実績)

福祉システム委員会
(金本委員長)
(副委員長：
今井・丸山・田中)

- ①厚生労働省、内閣府、内閣官房等へのロビー活動
- ②各WGの活動を円滑に遂行するための各種支援
- ③厚生労働省・国保中央会と以下の検討委員会を共同で設置
 - ・「介護保険システム検討委員会」へ委員派遣
 - ・「障害者総合支援システム検討委員会」へ委員派遣
 - ・「国保保険者標準事務処理システム検討会」へオブザーバ派遣
- ④当委員会を代表して以下の専門委員会に参画
 - ・「介護のシゴト魅力向上懇談会」へ委員派遣
 - ・「居宅サービス事業所における業務効率化促進モデル事業」へ委員派遣
 - ・「介護分野における生産性向上に関する調査研究事業」へ委員派遣
 - ・福祉医療機構の「WAMNET事業推進専門委員会」へ委員派遣

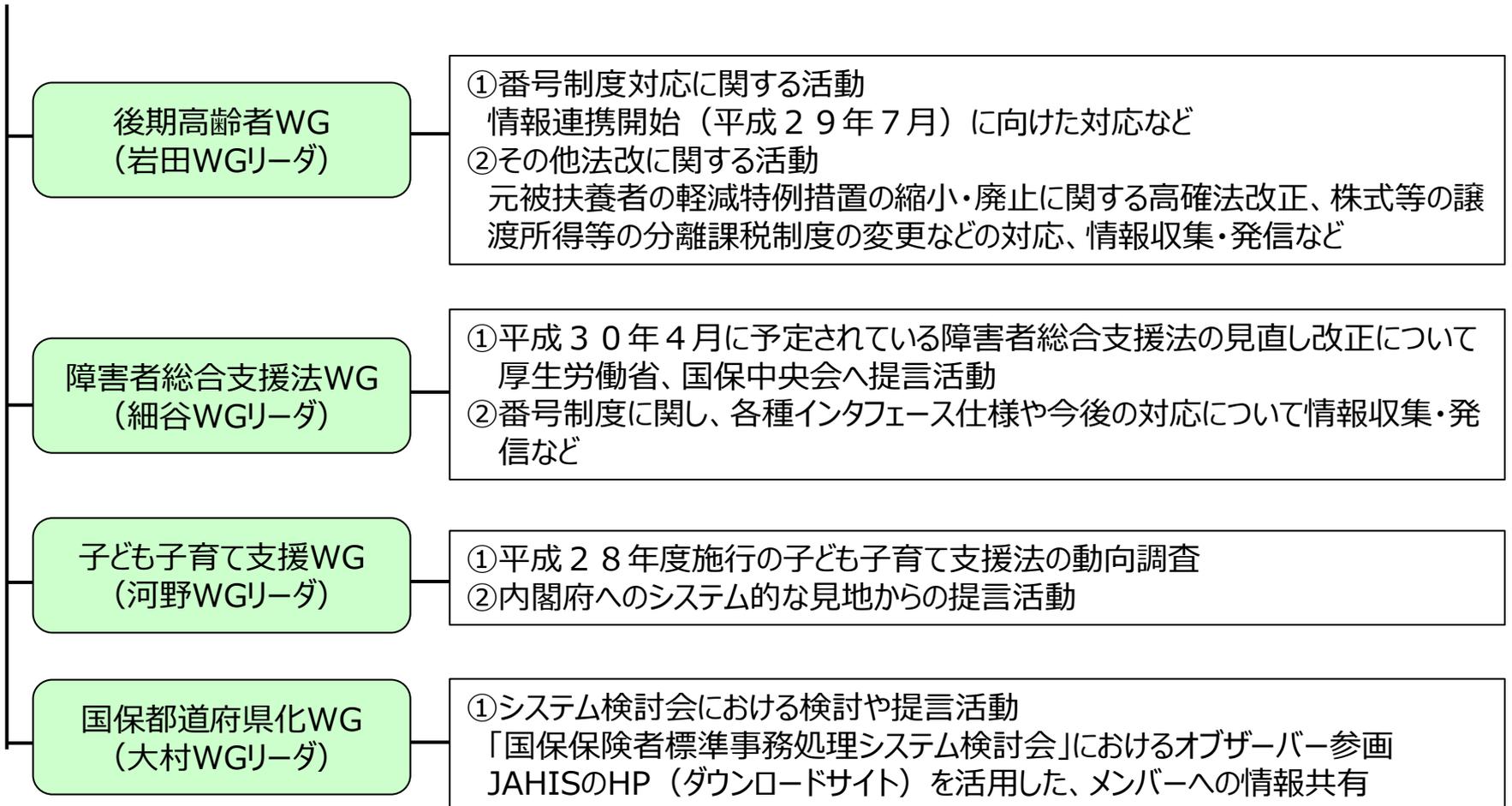
介護保険事務処理WG
(坂崎WGリーダー)

- ①番号制度対応における市町村システムへの影響内容の検討を実施
- ②平成30年介護保険制度改正に対する市町村の運用、システムへの影響範囲を精査し、厚生労働省、国保中央会へ提言活動

介護事業者連携WG
(鴻谷WGリーダー)

- ①介護事業所での業務上の文書について、効率化・生産性の向上という観点で見直しが図られるため、介護事業者連携の電子化の推進を支援
- ②多職種連携WGでの老人保健健康増進等事業における「在宅医療と介護の連携のための研究事業との連携による 文書「在宅医療と介護間の情報連携におけるデータ項目仕様書」の介護事業者間のケースを拡大推進。

1. 福祉システム委員会 活動報告(平成28年度事業計画実績)



2. 介護保険制度改正・番号制度対応への取組み



番号制度および介護保険制度の見直しを受けた活動を実施

平成28年度主な活動内容

番号制度対応に向けた各種情報連携に関する厚労省、国保中央会との議論、確認を実施

所得指標の見直し（保険料賦課）に関する厚労省への確認を実施

- 副本登録・情報照会における中間サーバ接続仕様等について厚生労働省との議論を実施
- 特に介護広域保険者にける扱いにおいては、JAHISにて接続、連携イメージ図を作成し、厚生労働省に提示（事務連絡の補足資料として発信）
- 平成28年12月から計画されている国保連合会システムとの個人番号連携試験について、国保中央会との議論、事務連絡等の確認を実施
- 所得指標の見直し（保険料賦課）に関する、平成29年度からの前倒し実施に向け、厚生労働省に対する制度の内容および詳細仕様の確認を実施

2. 介護保険制度改正への取組み



介護保険制度見直しを受け活動を実施

平成29年度主な活動内容目標

平成30年4月介護保険制度改正等に関する厚労省、国保中央会と各種議論、提言を実施

《主な議論案件》

- 所得指標の見直し（高額サービス費、各種利用者負担減免）
- 高額介護サービス費における上限額および高額医療合算における所得要件の見直し
- 負担割合の見直し（3割負担）
- 認定有効期間の見直し
- 過誤申立て区分の細分化（新サービス追加に伴う区分コードの追加）
- 介護療養の見直し（新サービス類型を追加）
- 住所地特例対象施設の見直し（障害福祉施設、救護施設、のぞみの園から介護保険施設に入所する場合の保険者の決め方を改正）

2. 介護保険制度改正・番号制度対応への取組み

● 介護保険システム検討委員会

主催者：国保中央会

各システムの標準化の支援

- ・サービスコード担当
 - ・事務処理コンサルタント担当
 - ・市町村システム担当
 - ・都道府県システム担当
 - ・事業所システム担当
- 合計10名選出



JAHIS 代表

厚生労働省

マネジメント



国保中央会

制度改正の概要説明・全体統括

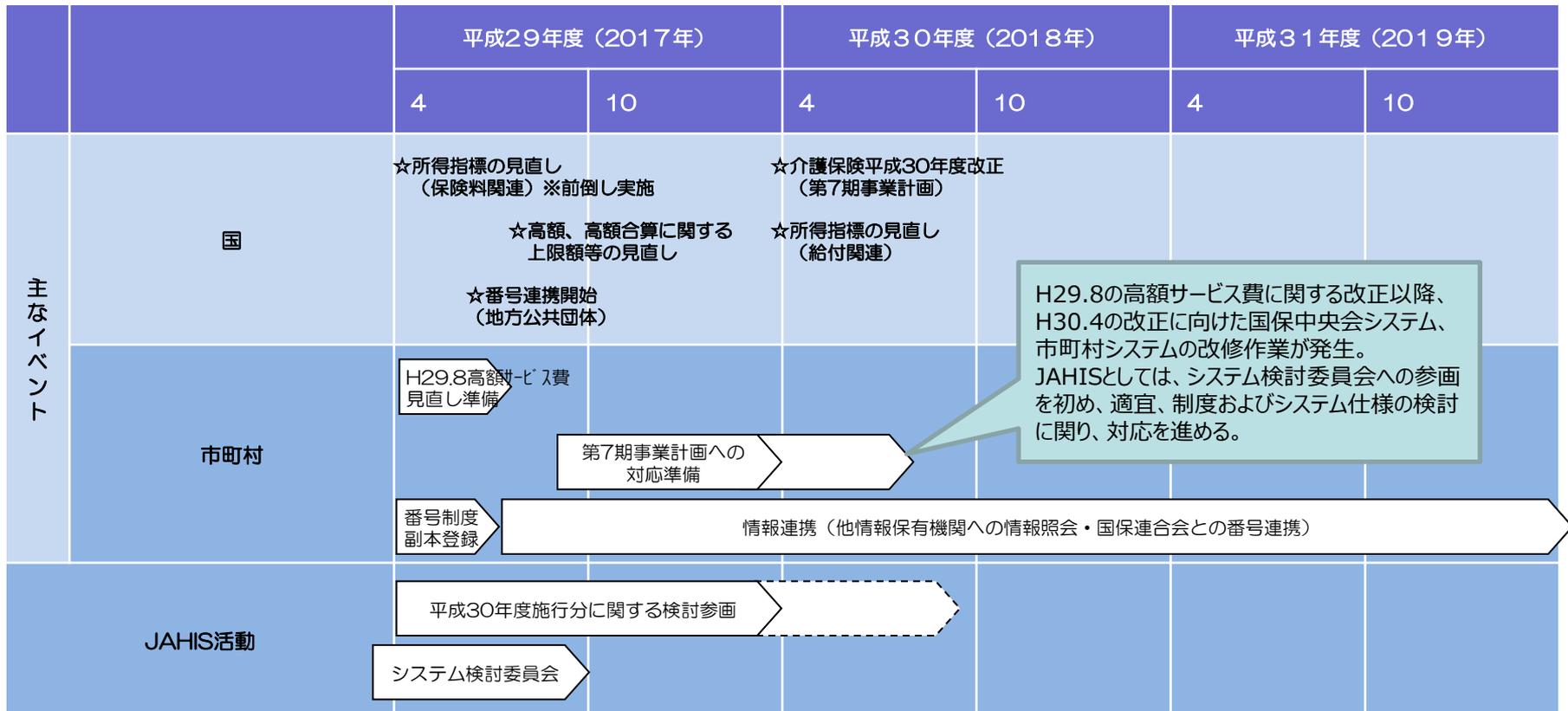
- ・平成30年度制度改正の概要説明
- ・当会議で決定した内容を全国へ情報展開
(事務連絡で発出)
- ・全体統括マネジメント作業

国保連合会システム担当

- ・全国の国保連合会支援
- ・審査支払等システム
- ・報酬マスタ関連
- ・伝送ソフト 等

2. 介護保険制度改正・番号制度対応への取組み

介護保険制度改正および番号制度対応スケジュール（JAHIS想定案）



3. 介護事業者連携への取組み



今後の活動指針について(1/2)

1. 厚生労働省との連携

厚生労働省の「介護サービスの生産性向上等を図るため、ICT等を活用した居宅サービス事業所等の業務効率化」、「業務効率化に向けた手引きを策定」への参加により、寄与を図る。また、本WGにおいて「介護のシゴト魅力向上懇談会」の介護事業所における文書量の半減についてベンダー意見を取りまとめた内容を厚労省老健局振興課に提言予定。(平成29年前半) 介護現場のICT活用に関する問題点を洗い出し、業務効率化に向けた提言を厚生労働省へ積極的におこない、業界の標準化の推進を図る。また在宅医療と介護の連携について業界標準のインターフェースの策定にも尽力する。

2. 多職種連携WGへの参画

平成28年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「在宅医療と介護の連携のための情報システムの共通基盤の構築に向けた規格の策定に関する調査研究事業」への参画により、同事業の内容を鑑みながらのJAHIS技術文書「在宅医療と介護間の情報連携におけるデータ項目仕様書」の介護事業者書間のケースを拡大推進。

主に、介護事業者間の標準化を重点項目とする。

→ 平成30年度にJAHIS技術文書策定へ取り組む予定(厚労省との連携必須)

3. 介護事業者連携への取組み



今後の活動指針について(2/2)

3. 標準化への具体的な取組み

「在宅医療と介護間の情報連携におけるデータ項目仕様書」をインプット資料とする。

厚労省「老人保健健康増進等事業」の動向

介護事業者間への
検討シーンの拡大
要インターフェースの検討

インターフェース
定義数の確定

各インターフェース項目の
確定

平成30年度成果物予定

介護事業者間の
情報連携における
データ項目仕様書

- 検討シーン (予定)
 - ・居宅支援事業者
⇔介護サービス事業所
 - ・介護事業者間連携



今後のスケジュール(JAHIS想定案)

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
■ 国の主なイベント	☆介護サービスの生産性向上 ☆老人保健健康増進等事業 「在宅医療と介護の連携のための情報システムの共通基盤の構築に向けた規格の策定に関する調査研究事業」		☆介護保険平成30年度改正 (第7期事業計画) 医療等IDの一部運用開始 (オンライン資格確認等)	
■ 介護事業者間における連携内容のインターフェース仕様書		9月		
■ JAHIS内技術文書化		3月		
■ 厚生労働省 老健局への働きかけ 情報公開	3月		12月 1月	インターフェース公開予定
■ 連携開始予定 (平成31年以降)				

4. 後期高齢者医療制度への取組み



番号制度対応に関する活動

1. 活動概要

平成29年7月から始まる番号制度の情報連携開始に向け、リーダー・サブリーダー企業を中心に、厚労省・国保中央会に対して①データ標準に関する調整、②情報連携に関する運用検討、③特定個人情報保護評価に関する支援を実施し、これらの情報をメール等で会員に情報共有を行った。また、同じくリーダー・サブリーダー企業を中心に広域連合側標準システムの情報連携対応の先行評価を支援するなど、これらの活動によって情報連携の稼働準備に貢献した。

2. 今後の取組み

番号制度の情報連携に関するデータ標準の改版等に関して、リーダー・サブリーダー企業を中心に、厚労省・国保中央会に対して①データ標準に関する調整、②情報連携に関する運用検討に関する支援を引き続き実施し、これらの情報をメール等で会員に情報共有を行う。



その他法改正に関する活動

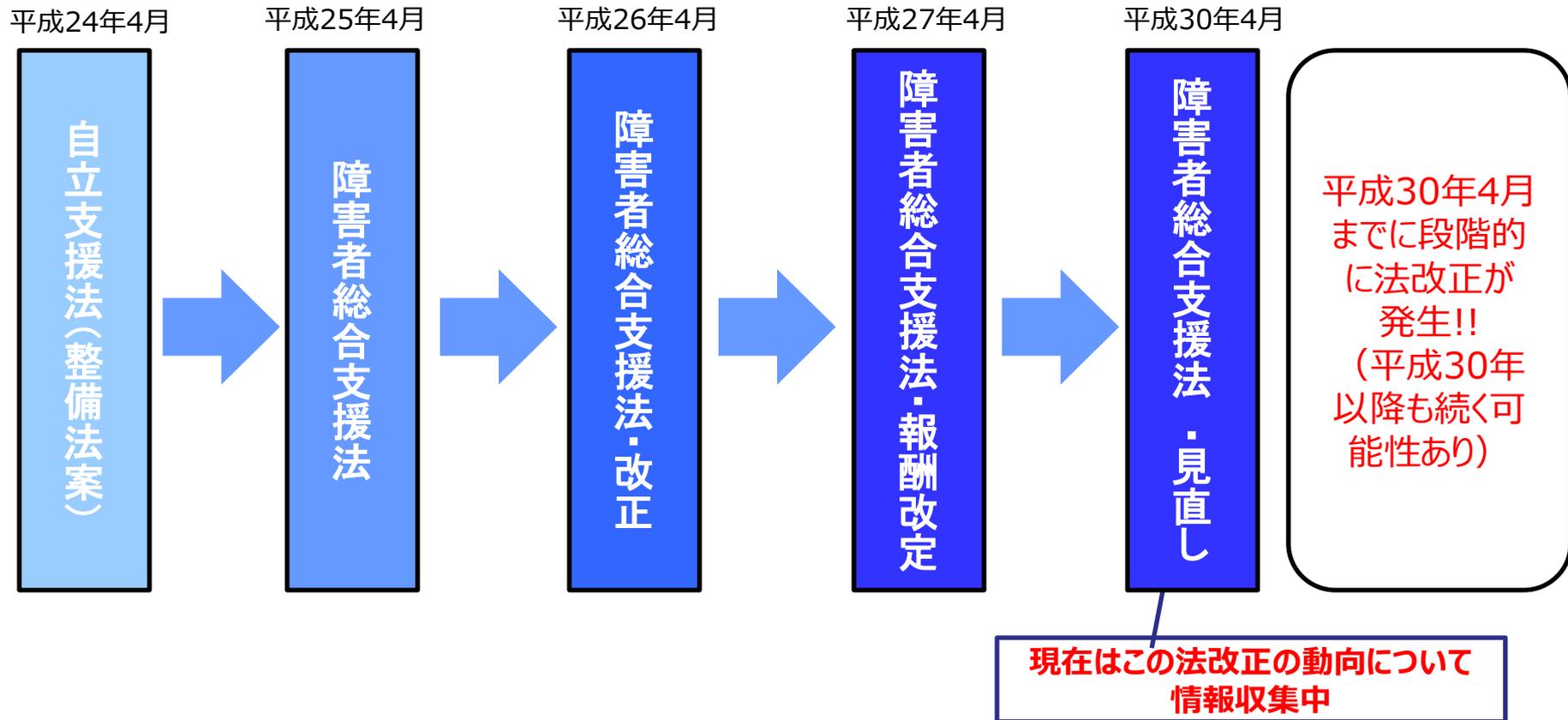
1. 活動概要

元被扶養者の軽減特例措置の縮小・廃止に関する高確法改正、株式等の譲渡所得等の分離課税制度の変更等に関する地方税法改正等について、市町村側支援システムに関する影響分析支援を、リーダー・サブリーダー企業を中心に、厚労省・国保中央会に対して実施し、システム仕様整理や国の事業予算策定等に貢献した。また、これらの情報や事務連絡の共有、システム仕様の調整に関する予備調査を、メール等で会員に対して実施した。

5. 障害者総合支援法改正への取組み



平成25年4月1日より「障害者総合支援法」が施行



5. 障害者総合支援法改正への取組み



平成28年12月28日 審査事務研究会報告書が掲載されました！

平成28年5月25日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、国民健康保険中央会に「障害者総合支援法等審査事務研究会」を設置、平成28年5月より12月にかけて計6回にわたり障害福祉サービス等の給付費等に係る審査支払事務の効果的・効率的な実施に向けた対応について議論が行われました。結果、報告書として取りまとめられ、下記URLに掲載されております

https://www.kokuho.or.jp/concern/concern_care.html

* 障害者総合支援法等審査事務研究会報告書

「障害福祉サービス等の給付費等にかかる審査支払事務の効果的、効率的な実施について
～国保連合会への審査機能の追加に向けて～」(全体版・概要版)



記載事項(概要書)

1. 背景及び審査支払事務の現状と課題について
2. 新たな審査支払事務について
3. 対応スケジュール及び今後の検討課題について
4. 参考

審査支払事務について5つの論点に整理し、検討を実施

- * 事業者の請求にかかる事項
- * 国保連合会の一次審査等にかかる事項
- * 市町村等の審査事務にかかる事項
- * 審査用資料にかかる事項
- * 台帳整備にかかる事項



5. 障害者総合支援法改正への取組み ～審査事務研究会報告書～



審査支払事務の実施は平成30年度を起点として「3段階」で実現

新たな審査支払事務について

- ①国保連合会において一次審査（機械的審査）を行い、市町村等では一次審査結果資料を基に二次審査を実施。一次審査の前に実施する点検を「事前点検」とし、仮点検をこの事前点検に位置づける。
- ②新たな審査支払事務において、障害福祉サービス等にかかる給付費等の審査をより効果的・効率的に実施できるようにするため、以下の5つのポイントで対応を行う

		第一段階	第二段階	第三段階
1	請求時の機能強化	○	○	
2	一次審査等の実施	○ [エラーへの移行]	○ [エラーへの移行]	○ [査定の導入]
3	一次審査結果資料等の作成	○ [一次審査結果資料] [マニュアル初版]	○ [マニュアル改版]	
4	台帳情報整備の改善	○ [台帳整備の前倒し] [マニュアル初版]		○ [台帳情報等参照機能] [マニュアル改版]
5	自治体職員等への研修	○		

5. ご参考：障害者総合支援法・見直しに関する事項

平成28年6月3日（障発0603第1号）における事務連絡にて障害者総合支援法及び児童福祉法一部改正案の施行について発出されました。

1. 改正概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

次頁へ

5. ご参考：障害者総合支援法・見直しに関する事項

1. 改正概要

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

2. 施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日）

平成30年4月については、大規模改正になることが確定的になりました。平成29年7月には番号制度の情報連携も始まるため、平成29年度中の作業については、関係団体との調整が必須となります。システム開発、現場作業等混乱をきたさないよう計画立案が大事です



地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設



市町村システムへの影響ありと予測される案件

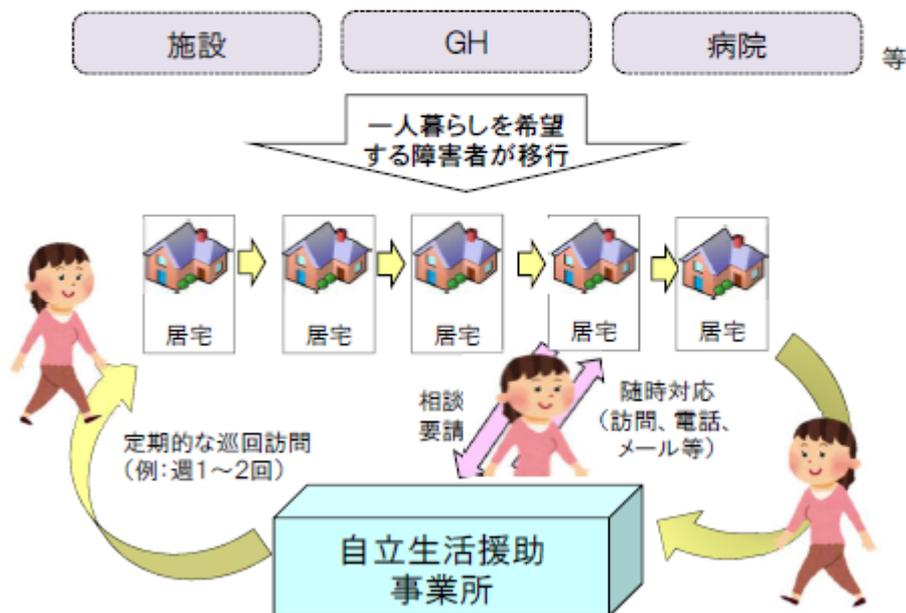
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設



市町村システムへの影響ありと予測される案件

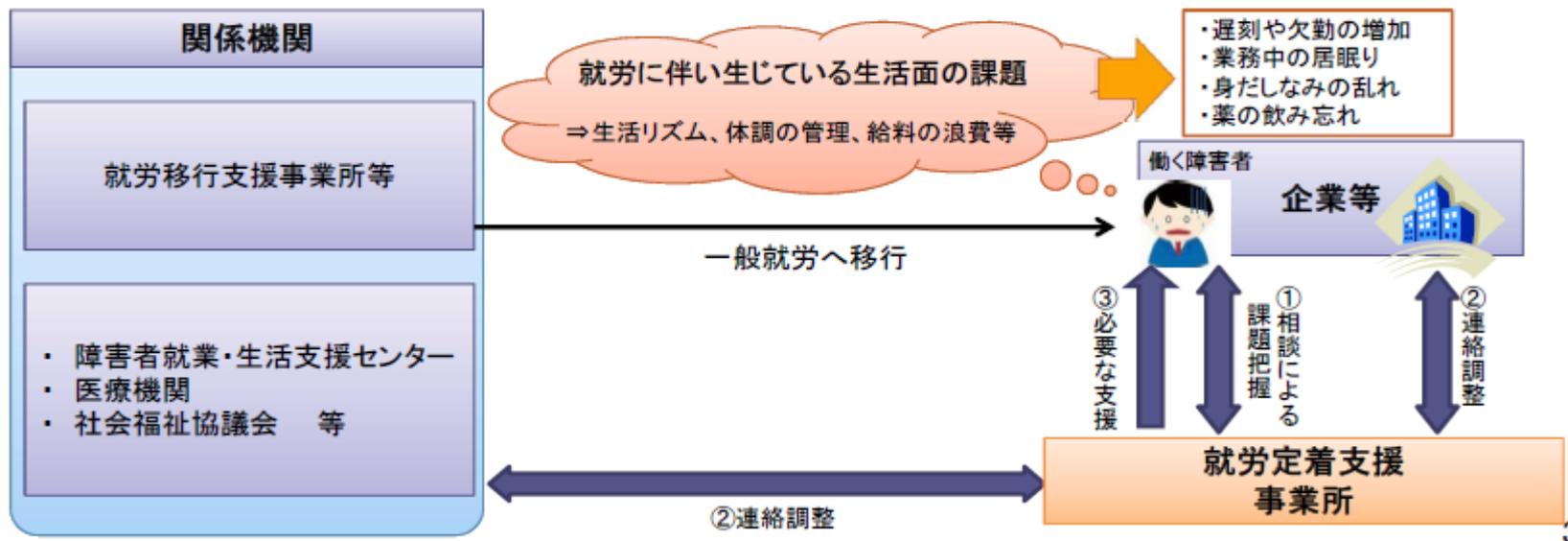
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。



平成28年3月8日 障害保健福祉関係主管課長会議資料より転載

重度訪問介護の訪問先の拡大

市町村システムへの影響ありと予測される案件

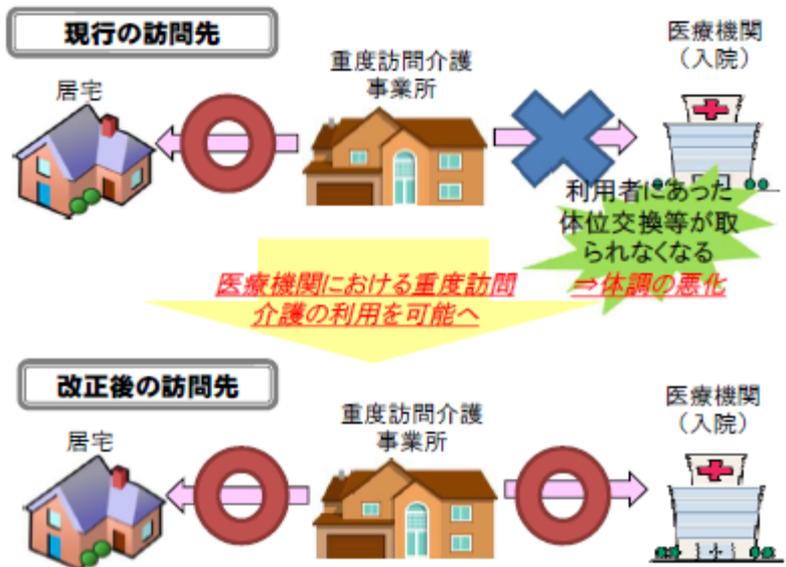
- 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘がある。
 - ・体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
 - ・行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を起こし、自傷行為等に至ってしまう
- このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとする。

訪問先拡大の対象者

- 日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者
 - ※障害支援区分6の者を対象とする予定
 - ※通院については現行制度の移動中の支援として、既に対応

訪問先での支援内容

- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。



高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

市町村システムへの影響ありと予測される案件

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

具体的内容

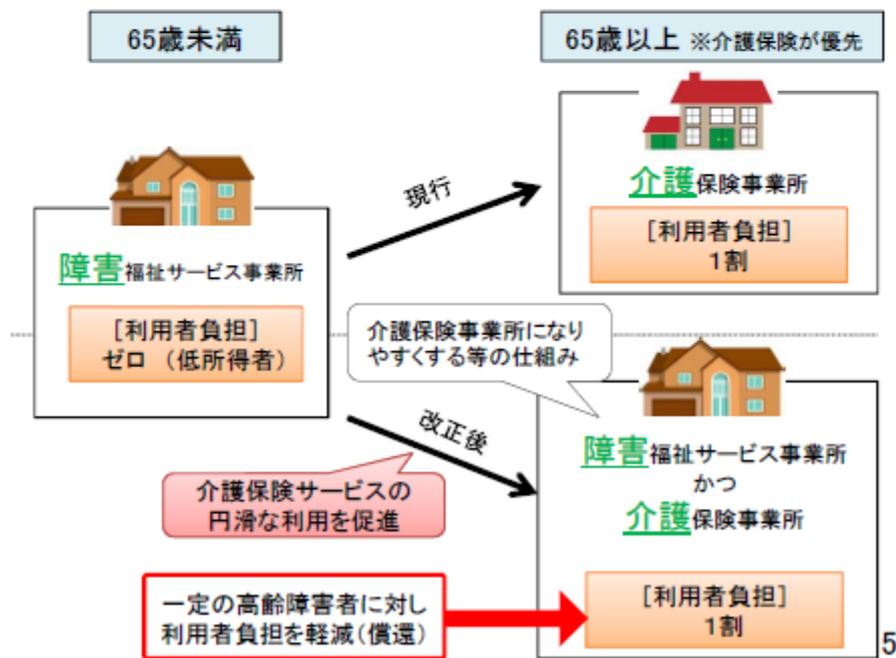
- 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

【対象者】

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
- ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
- ・ 一定程度以上の障害支援区分
- ・ 低所得者

(具体的な要件は、今後政令で定める。)

※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



平成28年3月8日 障害保健福祉関係主管課長会議資料より転載

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

市町村システムへの影響ありと予測される案件

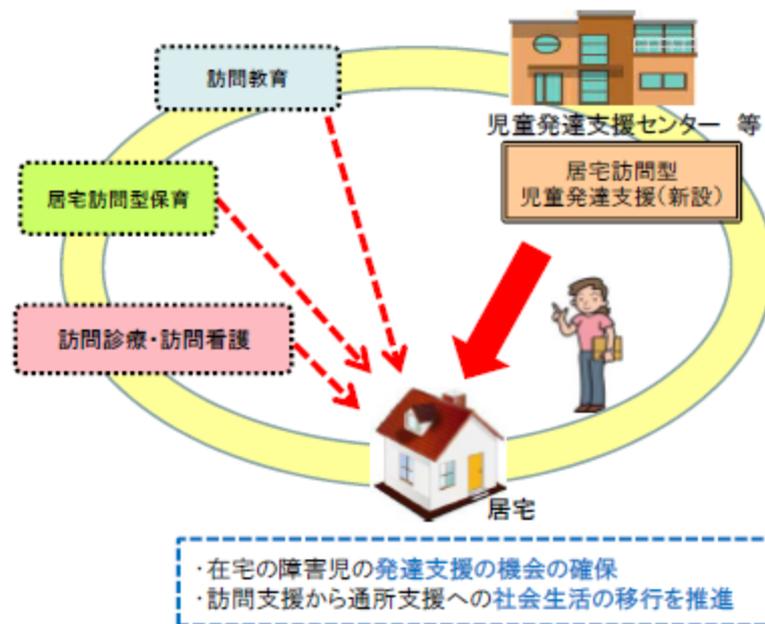
- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施
- 【具体的な支援内容の例】
- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
 - ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



6

平成28年3月8日 障害保健福祉関係主管課長会議資料より転載

一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会

保育所等訪問支援の支援対象の拡大

市町村システムへの影響ありと予測される案件

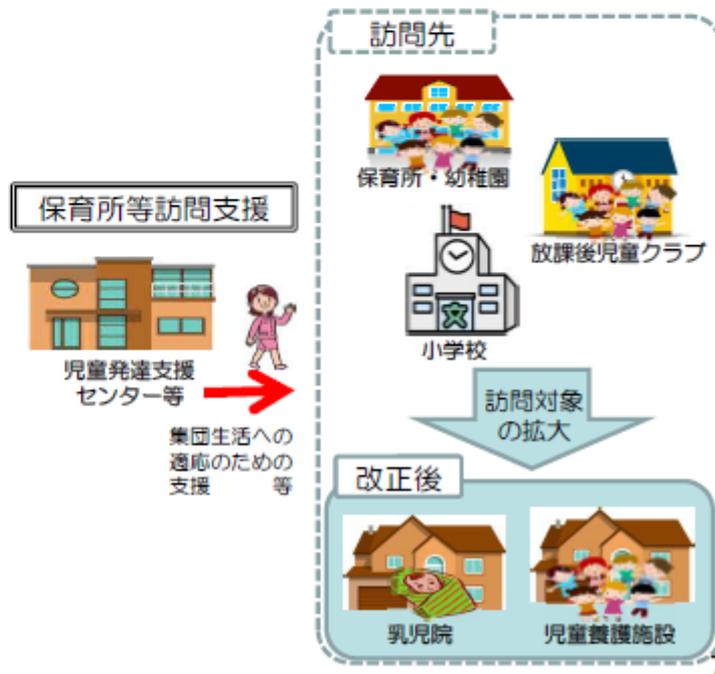
- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:28.2%、児童養護施設:28.5%/平成24年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

対象者の拡大

- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加
 - ※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児
 - ・保育所、幼稚園、小学校 等
 - ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの (例:放課後児童クラブ)

支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)



平成28年3月8日 障害保健福祉関係主管課長会議資料より転載

医療的ケアを要する障害児に対する支援

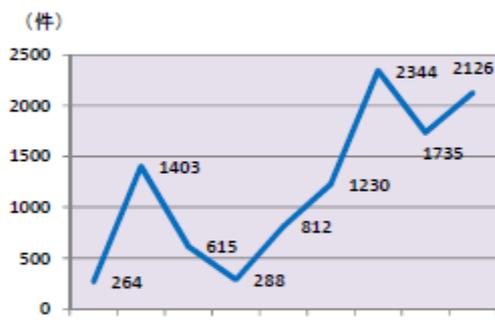
- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している。
- このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとする。
※ 施策例： 都道府県や市町村による関係機関の連携の場の設置、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築

◆ 特別支援学校及び小中学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数



出典：文部科学省「特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」(※小中学校は平成24年度から調査)

◆ 在宅人工呼吸指導管理料算定件数(0~19歳)の推移



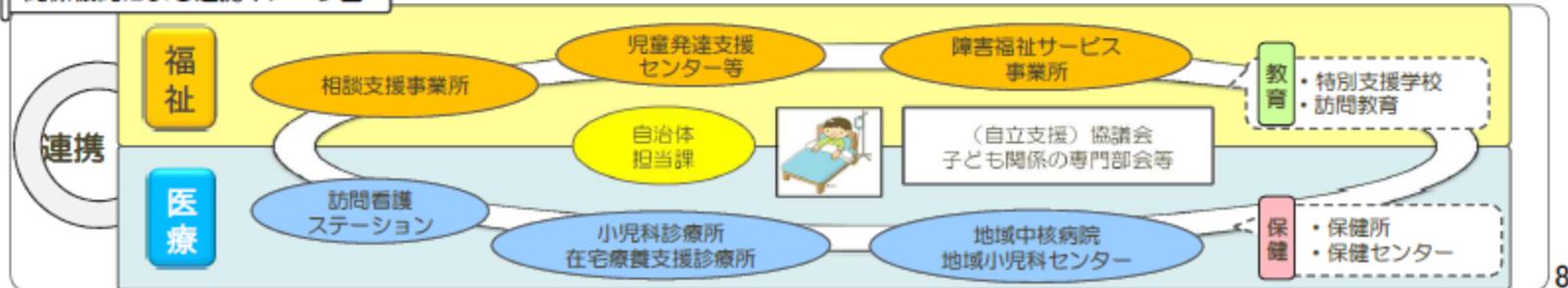
出典：社会医療診療行為別調査

◆ 育児や療育、在宅での生活等の全般に関する相談先

相談先	人	%
医療機関の職員(医師、看護師、MSW等)	692	77.4
訪問看護事業所等の職員(看護師等)	405	45.3
福祉サービス事業所等の職員	292	32.7
行政機関の職員(保健師等)	216	24.2
学校・保育所等の職員	317	35.5
知人・友人	412	46.1
患者団体・支援団体	46	5.1
その他	32	3.6
相談先がない・分からない	31	3.5

平成27年度厚生労働省社会・援護局委託事業「在宅医療ケアが必要な子どもに関する調査」速報値 (N=797(複数回答))

関係機関による連携イメージ図



平成28年3月8日 障害保健福祉関係主管課長会議資料より転載

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。
- ※ 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定。

具体的内容

【基本指針】

- 厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。

【障害児福祉計画】

- 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。

（市町村障害児福祉計画）

- ・障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

（都道府県障害児福祉計画）

- ・障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数

※上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画と一体のものとして策定することができる。

- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。

9

補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

市町村システムへの影響ありと予測される案件

- 補装具費については、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に対して支給されているが、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合がある。
- このため、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

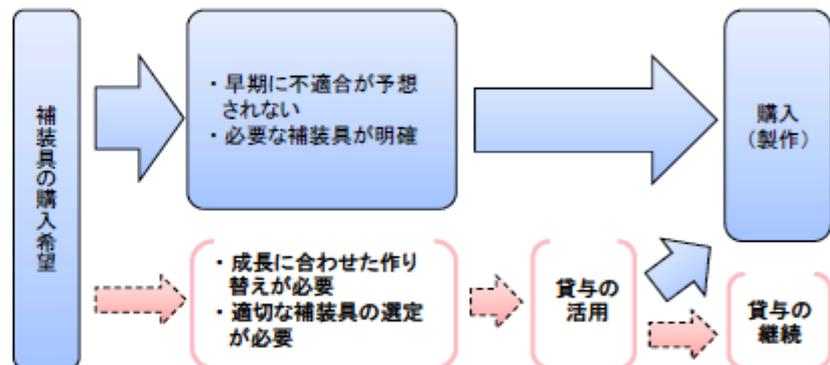
具体的内容

貸与が適切と考えられる場合（例）

- 成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児
- 障害の進行により、短期間の利用が想定されるもの
- 仮合わせ前の試用

※ 上記のような場合が想定されるが、今後、関係者の意見も踏まえて検討。

※ 身体への適合を図るための製作が必要なもの等については、貸与になじまないものと考えられる。



<貸与の活用があり得る種目（例）>

【歩行器】

歩行機能を補うため、移動時に体重を支える器具



【座位保持椅子】

姿勢を保持することが困難な障害児が日常生活の中で使用

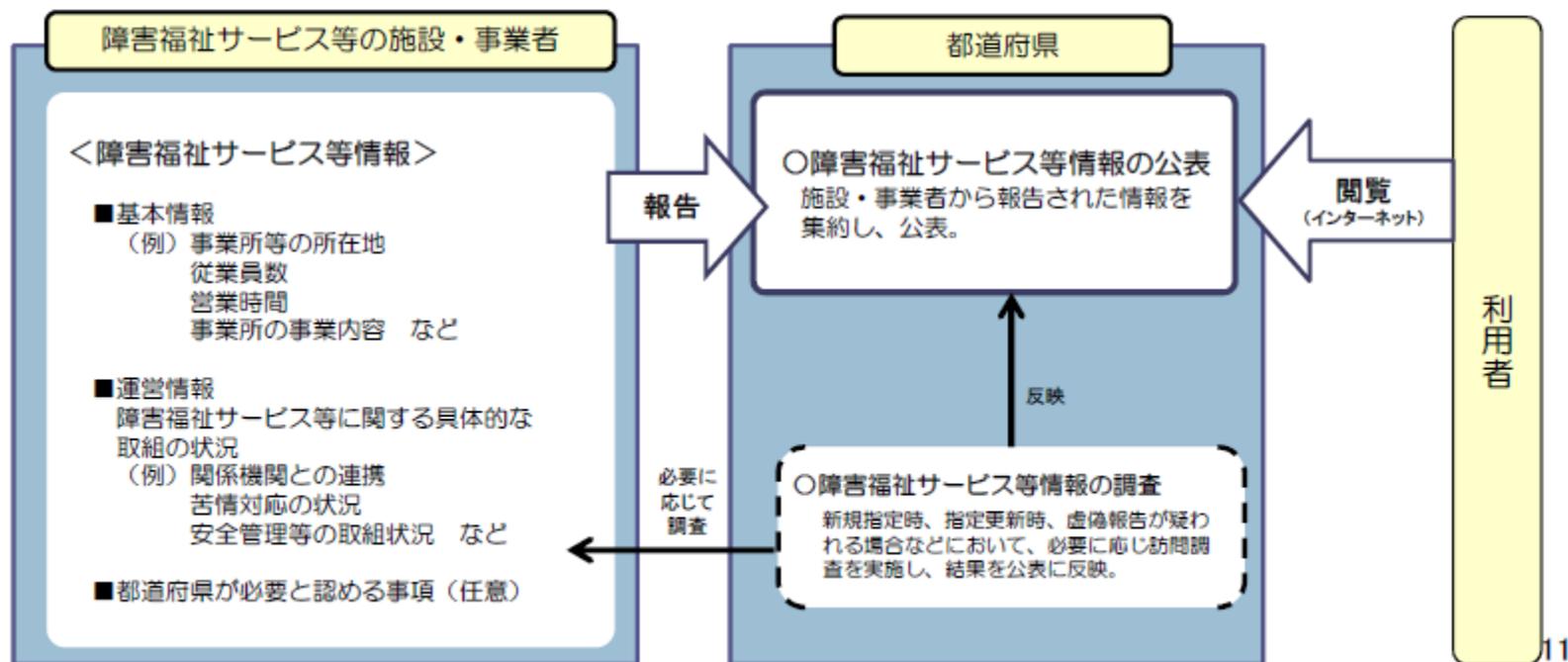


※対象種目については、今後検討。

10

障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
※請求事業所数:平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所
- このため、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。
※介護保険制度と子ども・子育て支援制度においては、同様の情報公表制度が導入されている。



平成28年3月8日 障害保健福祉関係主管課長会議資料より転載

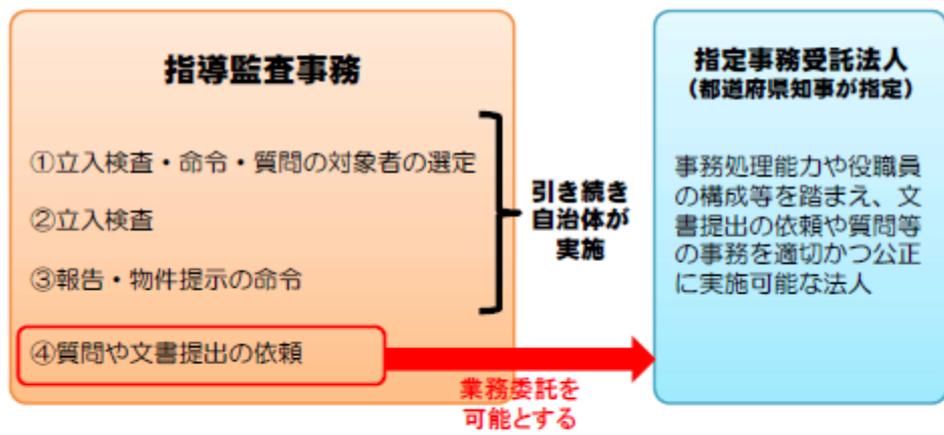
自治体による調査事務・審査事務の効率化

市町村システムへの
影響ありと
予測される案件

- 障害者自立支援法の施行から10年が経過し、障害福祉サービス等の事業所数や利用者数は大きく増加しており、自治体による調査事務や審査事務の業務量が大幅に増加している。
 - ※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所
 - ※利用者数：平成22年4月 570,499人 → 平成27年4月 906,504人
- このため、自治体による調査事務や審査事務を効率的に実施できるよう、これらの事務の一部を委託可能とするために必要な規定を整備する。

①調査事務の効率化

- 自治体の事務のうち、公権力の行使に当たらない「質問」や「文書提出の依頼」等について、これらの事務を適切に実施することができるものとして都道府県知事が指定する民間法人に対し、業務委託を可能とする。
 - ※ 介護保険制度では、既に同様の制度が導入されている。



②審査事務の効率化

- 市町村が実施する障害福祉サービスの給付費の「審査・支払」事務について、現在、「支払」を委託している国民健康保険団体連合会に、「審査」も委託することができることとする。
 - ※ 現在、国保連では、「支払」を行う際に、必要な「点検」も併せて行っているが、今後、点検項目の精緻化等を図ることにより、審査として効果的・効率的に実施できるようにすることを検討。

12

平成28年3月8日 障害保健福祉関係主管課長会議資料より転載

障害福祉サービス等に係る給付費の審査について（法改正関係）



市町村システムへの
影響ありと
予測される案件

1. 背景

- 障害福祉サービス等は、障害者自立支援法の施行（H18.4）から10年が経過。事業として定着するとともに、規模が大きく拡大。
 - ・ 給付費額 H20年度：8,348億円 ⇒ H26年度：1兆9,967億円
 - ・ 利用者数 H19.11：51.8万人 ⇒ H27.3：136.5万人
 - ・ 請求事業所数 H19.11：37,415ヶ所 ⇒ H27.3：90,311ヶ所
- 社会保障審議会障害者部会の報告書（平成27年12月14日）において、「国民健康保険団体連合会について、審査を支援する機能を強化すべきである」と提言。

2. 現状

- 現在、自治体から国保連に対し、障害福祉サービス等の「支払」が委託されている。支払事務を円滑に行うため、国保連が一括して請求受付し、自治体審査にまわすまでの間に、都道府県や市町村から預かっている事業所や受給者の情報と突合し、疑義のあるものは「警告」、誤っているものは「エラー」とし、自治体に提供されている。
 - 【警告事例】（H26年度：106万件）
 - ・ 正常か誤りを含んでいるか判断できない請求（サービス提供実績記録票の記載誤り等）。
 - ・ 国保連から市町村に「警告一覧表」を報告。市町村は請求明細書を審査し、請求内容どおり支払いを行うかどうかを判定。
 - 【エラー事例】（H26年度：32万件）
 - ・ 誤りを含んでいると判断できる請求（加算対象でない障害福祉サービスに加算等）。
 - ・ 国保連から市町村に「エラー一覧表」を報告。エラーが解消されない場合、事業者に請求明細書を返戻。

3. 改正法案について

- 給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、今国会に提出した障害者総合支援法と児童福祉法の改正法案において、自治体が国保連に障害福祉サービス等に係る給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定を盛り込んだところ。（平成30年4月施行）
- 国保連において実施する「審査」とは、自治体が支給決定したサービス量や内容についての妥当性や適否を判断するものではなく、支給決定の内容を前提として、受給資格や請求書の記載誤りの有無、報酬の算定ルールに合致しているか、さらには提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるか等を客観的に判定することを意味する。また、国保連だけでは判断できない場合には、引き続き、自治体が責任をもって判断することとする。
- 詳細の取扱いについては、今後検討を進めていく。

障害者総合支援給付支払等処理システム検討委員会
(略称:障害者システム検討委員会)

主催者：国保中央会

各システムの標準化の支援

- ・事務処理コンサルタント担当
 - ・市町村システム担当
 - ・都道府県システム担当
 - ・事業所システム担当
- 各2名ずつ 合計8名選出



支援
JAHIS 代表



厚生労働省

マネジメント



国保中央会

法改正の概要説明・全体統括

- ・総合支援法の見直し改正の論点の説明
- ・当会議で決定した内容を全国へ情報展開
(事務連絡で発出)
- ・全体統括マネジメント作業

国保連合会システム担当

- ・全国の国保連合会支援
- ・支払等システム
- ・報酬マスタ関連
- ・請求簡易入力 等

6. 子ども子育て支援施策への取り組み



内閣府への提言活動・情報収集

1. 活動概要

制度施行時より、リーダー・サブリーダーの2名にて、内閣府への提言、情報収集活動を行ってきた。平成28年4月に内閣府側の担当者の変更があり、同担当に対してあらためてJAHISの活動内容の紹介と制度の円滑な運用のために、情報交換・提言活動の申し入れを行った。

また、平成29年7月から開始される子育てワンストップの準備に向け内閣官房 社会保障改革担当室に対して、JAHISの活用による情報共有について申し入れを行った。

2. 今後の取り組み

平成29年度は、幼児教育無償化の拡充、子育てワンストップの運用開始が見込まれている。また、児童扶養手当についても支給回数の変更が検討されるなど、少子化を背景とした制度改正が本格化している。こうした制度改正への提言活動を継続して行う。



☞ 施行から2年経過。今後は幼児教育無償化の拡大など、制度の拡充や子育てワンストップ対応などへシフトしていく。

1. 幼児教育の無償化に向けた取り組みの段階的推進

市町村民税非課税世帯第2子の無償化

◆市町村民税非課税世帯の第2子の保護者負担を無償にする。

<保護者負担額>

第2子 H28:年額18,000円 → 0円(▲18,000円)

市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯の保護者負担軽減

◆ひとり親世帯などの保護者負担の軽減措置をさらに拡充する。

<保護者負担額>

第1子 H28:年額91,000円 → 年額36,000円(▲24,000円)

◆その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

<保護者負担額>

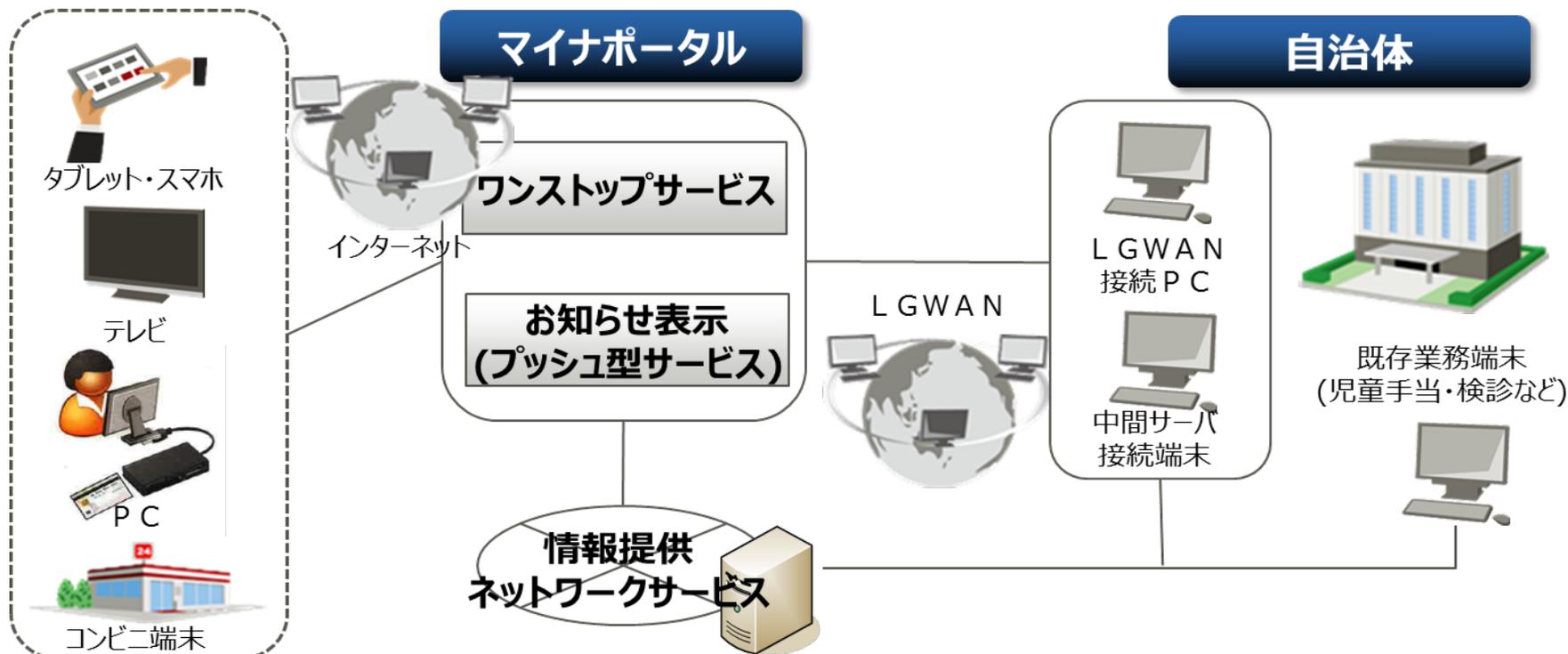
第1子 H28:年額192,800円 → 年額168,800円(▲24,000円)

第2子 H28:年額 97,000円 → 年額 85,000円(▲12,000円)

2. 子育てワンストップサービスへの対応

マイナポータルにおける子育てワンストップサービスの推進

◆国民にマイナンバーカードの利便性を実感できるよう、「マイナポータルによる子育てワンストップサービス」として「児童手当」「保育」「母子保健」「ひとり親支援」の手続きについて、平成29年7月から全地方公共団体において、子育てワンストップサービスを導入し、積極的に運用していけるよう、必要な環境整備及び一斉スタート後の進捗管理、サポートが行われる。

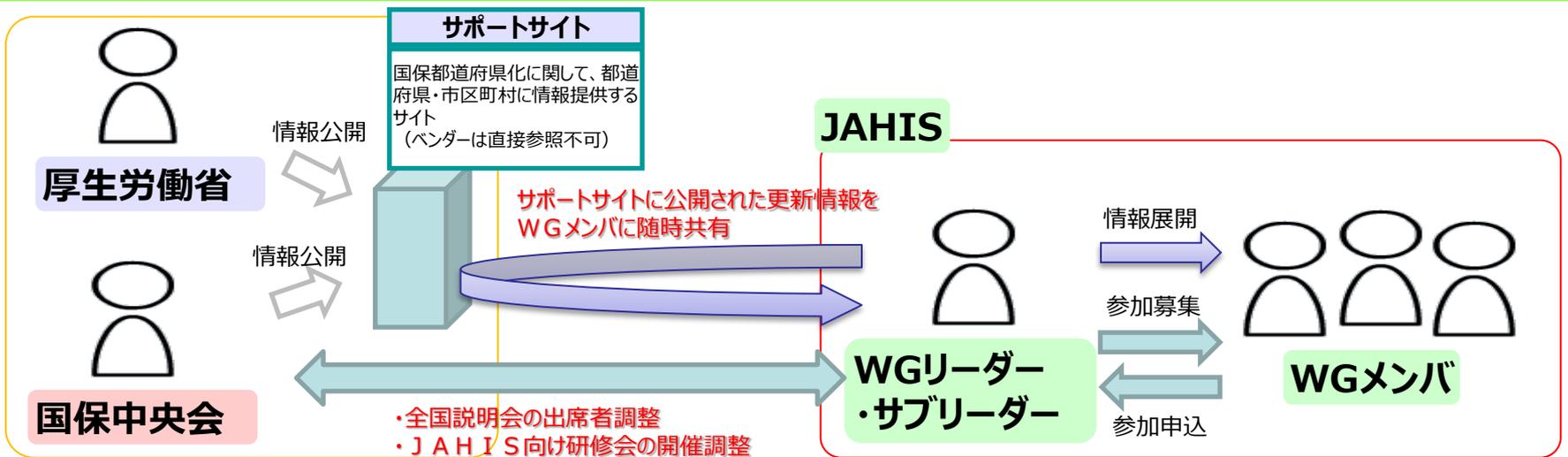


7. 国民健康保険都道府県化への取組み

システム検討会における検討や提言活動

1. 活動概要

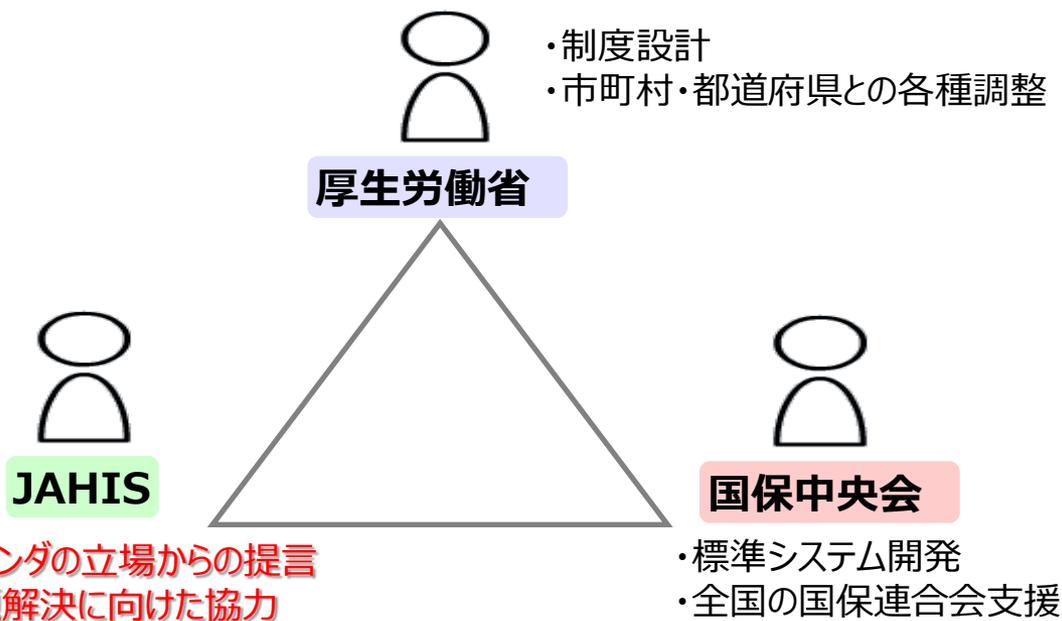
「国保制度の事務処理に係るシステム関係実務研究会」について、平成26年11月からオブザーバーとしてリーダー・サブリーダーの3名にて対応していたが、平成27年5月に関連法案の成立を受けて「国保保険者標準事務処理システム検討会」となった後も引き続き対応し、システムベンダーとして専門的立場での提言活動を行った。会議は非公開であったが、厚労省・国保中央会と調整し、公開資料をもとにJAHIS向けの説明会を開催し、メンバー限定の情報共有を行った。また、厚労省（国保中央会）が市町村向けサポートサイトに公開している情報をメンバーにML（メーリングリスト）を通じて広報し、情報入手を公開と同時に実施できるように対応した。



2. 今後の取り組み

平成28年度当初に、納付金算定システム、情報集約システムの機能要件や市町村国保システムとのインターフェースが定まり、公開されている。厚生労働省、国民健康保険中央会と連携を図りながら情報収集をおこない、IT開発ベンダの立場から積極的な提言（事前整合）をおこなう。

また、納付金算定システムにおいては、簡易版への市町村との情報連携が平成28年度から開始しているため、厚生労働省、国保中央会と連携を図りながら共通諸課題解決に向けての協力をおこなう。



7. 国民健康保険都道府県化への取組み(参考資料)



制度見直しの背景

国民健康保険は、元々は被用者保険の加入対象とならない自営業者とその家族を主たる対象としていた医療保険制度ですが、昨今の経済情勢・就業形態の多様化・高齢化の進展など環境の変化により、非正規労働者や年金生活者等の無職者が7割を占める状況となっています。その結果、国民健康保険は「政管健保及び組合健保の加入者と比べて平均年齢が高く、所得水準が低い」と言え、他の医療保険制度に比べ、財政基盤の脆弱さが、問題視されていました。

これらの問題点を解消するための財政基盤強化の一環として平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし制度の安定化を図ることとなりました。これが国保都道府県化の背景になります。

具体的な都道府県と市町村の役割は次のとおりとなります。

(都道府県)

県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村ごとの分賦金決定及び標準保険料率等の設定、保険給付に要する費用の支払い、市町村の事務の効率化・広域化等の促進を実施します。

(市町村)

地域住民と直接顔の見える関係の中、保険料の徴収、資格管理・保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担います。

後期高齢者医療制度における広域連合と市町村との関係をイメージしていただければ、わかりやすいと思います。
(実際には制度としては異なります)。

7. 国民健康保険都道府県化への取組み(参考資料)



運営の在り方の見直しについて

国民健康保険の改革による制度の安定化(運営の在り方の見直し)

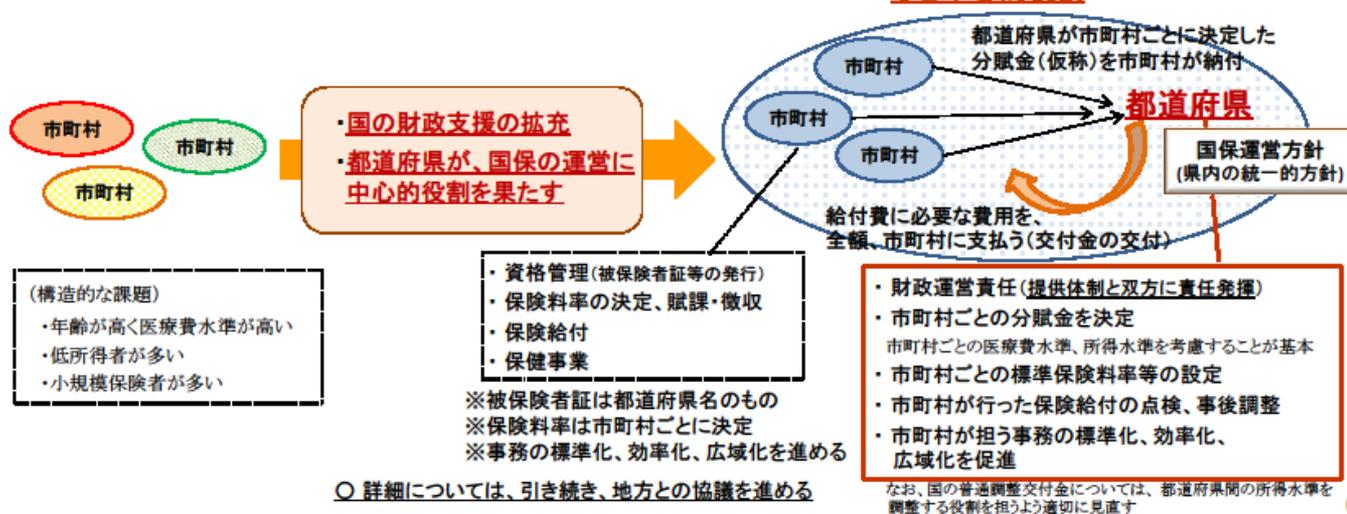
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示(標準的な住民負担の見える化)
- ・都道府県は、**国保の運営方針**を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営

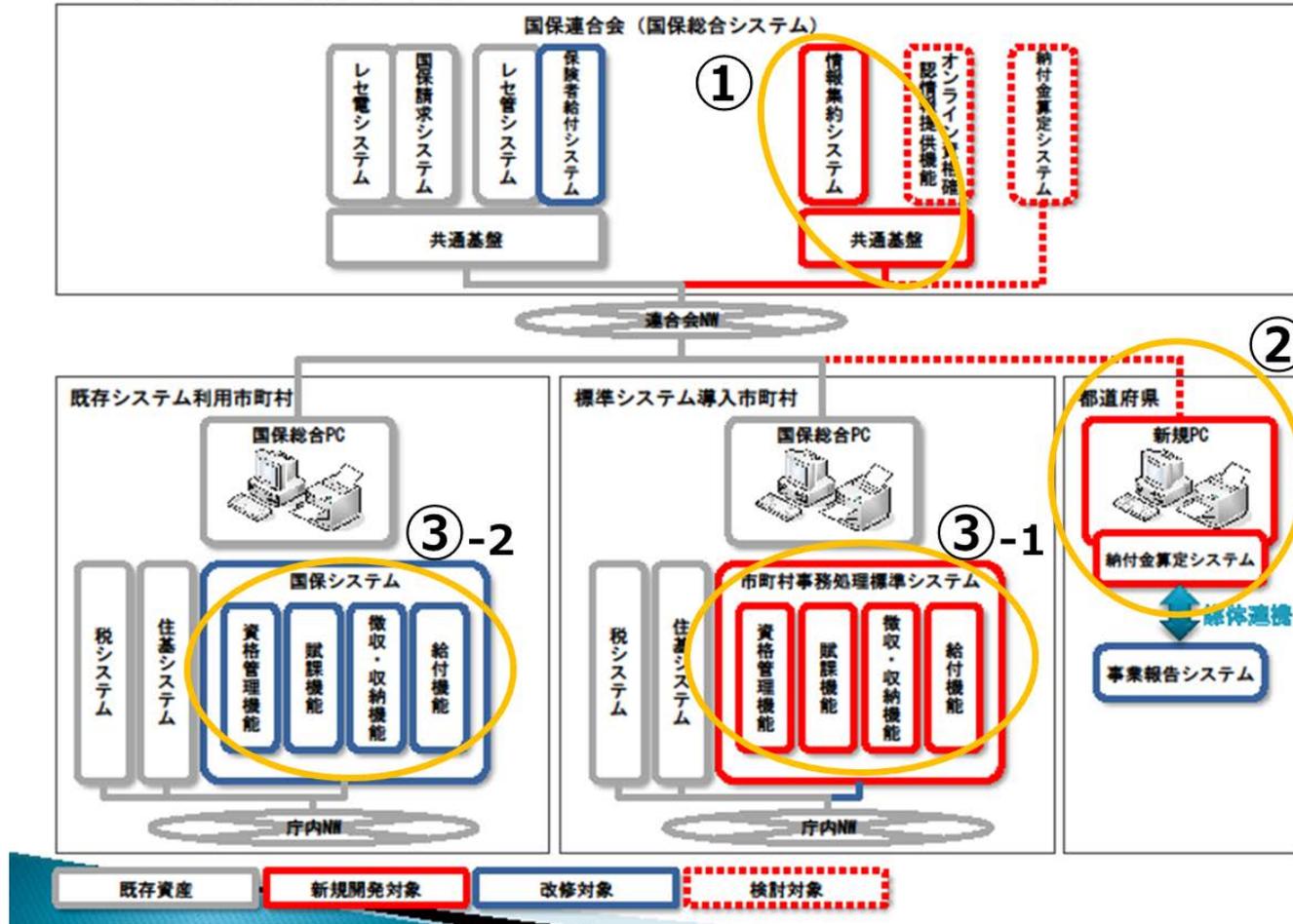
【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



7. 国民健康保険都道府県化への取組み(参考資料)



制度運営のシステム全体イメージ



7. 国民健康保険都道府県化への取組み(参考資料)



制度運営のシステムについて

【制度を運営するためのシステム】

制度を運営するためのシステムは次の3つになります。

(都道府県用システム)

①国保情報集約システム

②国保事業費納付金等算定標準システム

(市町村用システム)

③国保システム(「市町村事務処理標準システム」または「既設国保システム」)

【システム概要】

①国保情報集約システム

県域(広域)で医療保険行政を実施するために、県域内の被保険者の資格情報や保険料納付情報や給付情報を連携するための情報集約基盤であり、都道府県に設置されます。

②国保事業費納付金等算定標準システム

市町村ごとの分賦金決定及び標準保険料率等の設定するために、算定(シミュレート)などを実施するシステムであり、都道府県に設置されます。

③国保システム

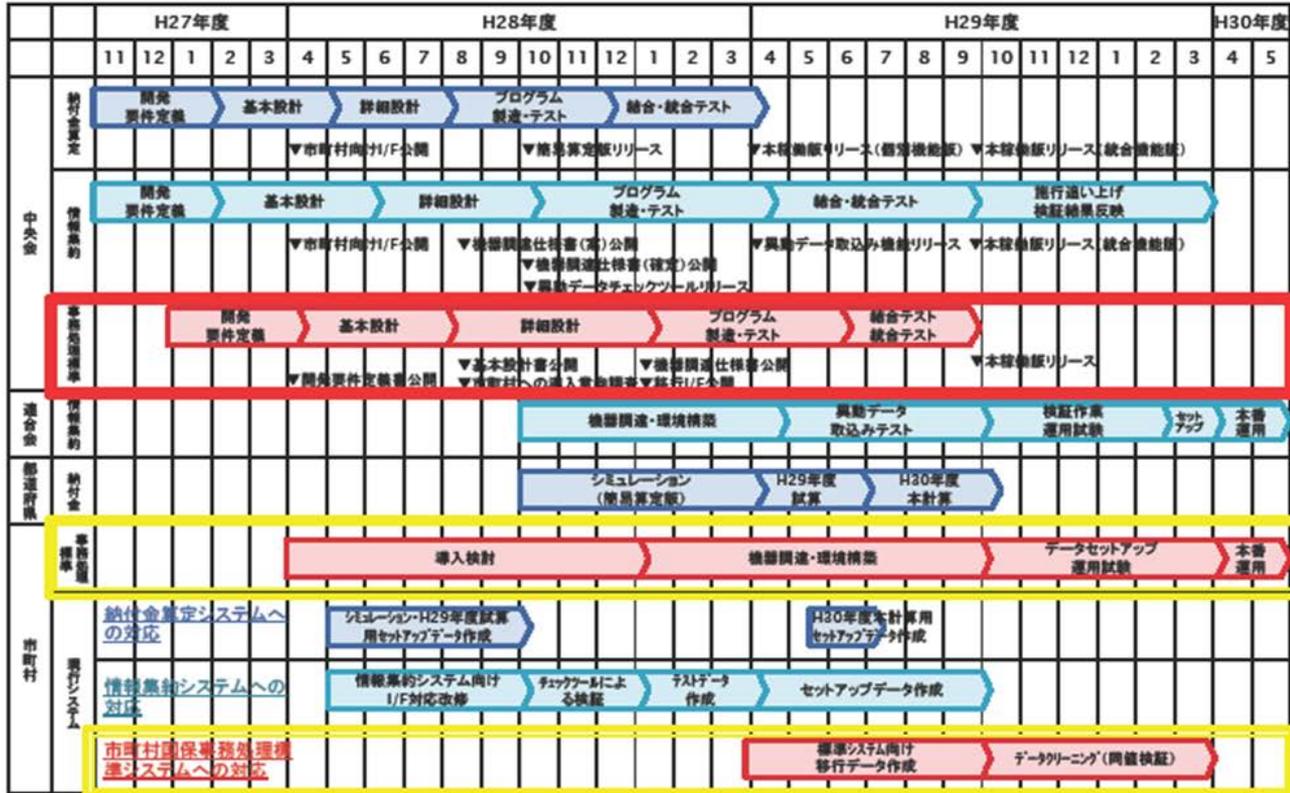
現在、市町村にて実施している国民健康保険システム同様、資格管理、保険料計算、給付管理を実施します(これまでの国民健康保険システムと大きく異なる部分としては同じ)。またあわせて①、②と情報連携(資格情報、保険料納付情報、給付情報など)を実施します。

この際、利用するシステムは、**国(国保中央会)にて開発し、利用希望した市町村に配布する「市町村事務処理標準システム」(③-1)と、既設国保システムを改修して対応(③-2)する2パターンとなります。**

7. 国民健康保険都道府県化への取組み(参考資料)



保険者事務処理標準開発スケジュールについて



赤枠の範囲が今回提案依頼するシステム、黄枠が導入市町村側のスケジュール

医療保険のオンライン資格確認の仕組み（イメージ）

○ 公的個人認証の仕組みを活用して、保険医療機関等は、個人番号カードから電子証明書を読み取り、資格確認サービスを運用する社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会に資格情報の照会・確認を行う。

※個人番号カードの中に、
資格情報や医療情報は入
れない

保険医療機関（約17万7千）
保険薬局（約5万7千）

公的個人認証サービス
(地方公共団体システム機構)



機関別符号

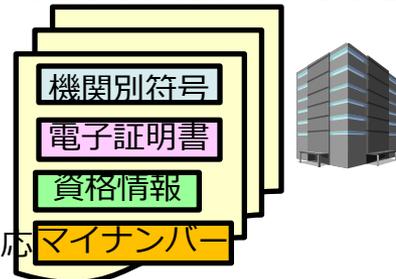
⑤電子証明書に対応する
機関別符号を照会・回答

電子証明書

資格確認サービス

【支払基金・国保中央会が共同で運営】

(例) レセプト請求
の専用回線



保険者の委託を受けて、
マイナンバーと1対1で
対応させて資格履歴を管理

マイナンバー

資格情報

⑥電子証明書に対応
する資格情報を
引当て・応答

電子証明書

資格情報

⑦資格情報の確認・記録

- ②本人の確認（カードの写真と照合等）
- ③ICチップから電子証明書を読み取り
- ④資格情報の要求

①カードを提示

本人



※ 外来受診(延べ日数) 年間約20億件

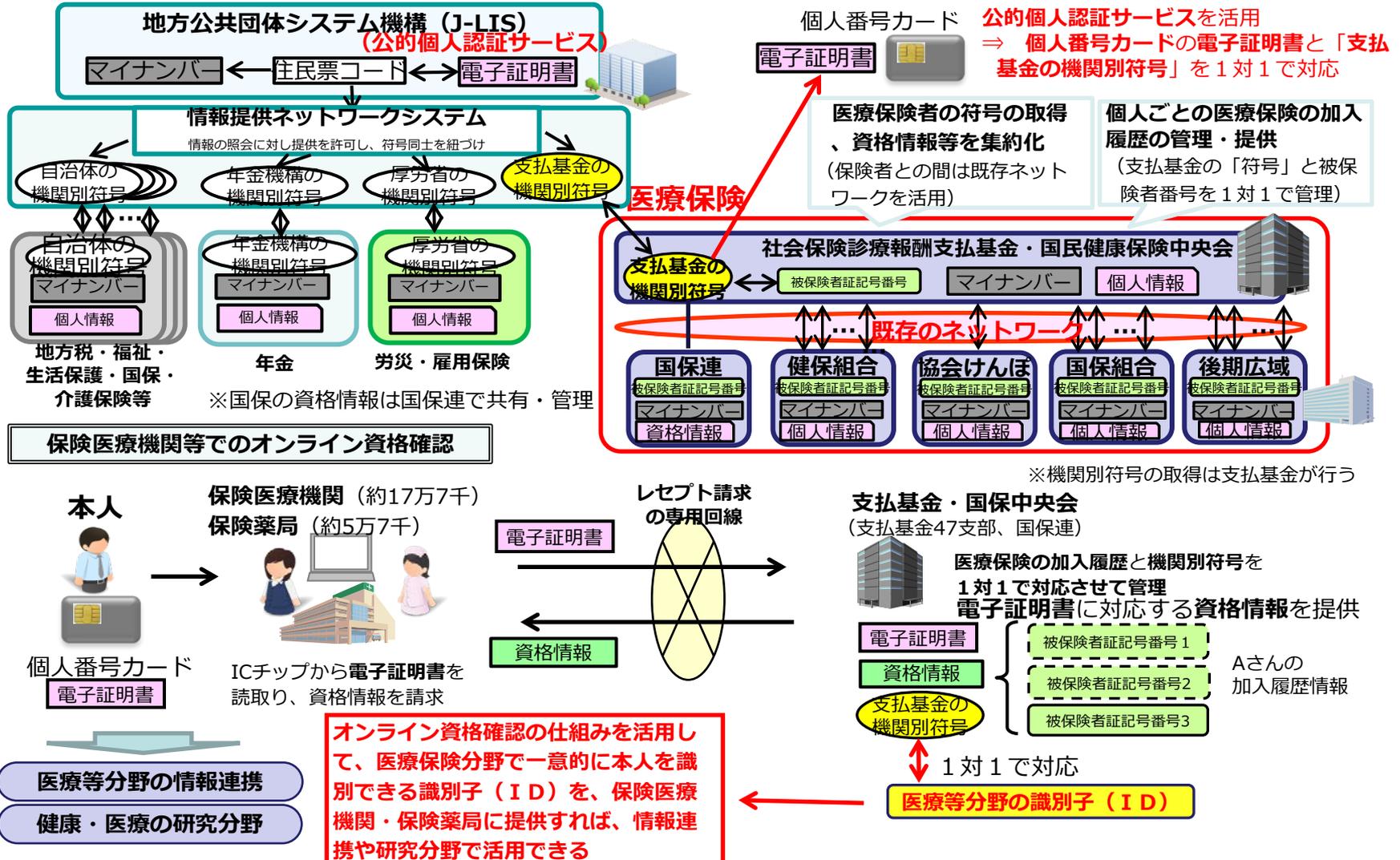
医療保険者

- 協会けんぽ
- 健保組合(1431)
- 国保(1716)、国保組合 (163)
- 後期広域連合(47) 等



「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」報告書より転載

マイナンバーのインフラを活用した医療等分野の識別子（ID）の体系のイメージ



「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」報告書より転載

平成30年度に大規模な制度改正が控えています…

さらにその先に2025年問題（平成37年）があり、**持続可能な社会保障制度の確立は急務**となっています。

抜本的な制度設計の見直しや
自治体クラウドの推進や標準システム化の構想も
着々と進められています。

引き続き、この分野の動向に注視をお願いします！！



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

ご清聴ありがとうございました